

# 遠野市修繕契約附属約款

制定 平成 25 年 1 月 30 日告示第 10 号  
一部改正 平成 27 年 3 月 24 日告示第 46 号

## (総則)

- 第 1 条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（仕様書、別冊の図面、金額を記載しない内訳書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする修繕の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の修繕（以下「修繕」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「物件」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、物件を修繕するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによるものとする。
- 8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (指示等及び協議の書面主義)

- 第 2 条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行われなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

## (工程表の提出)

- 第 3 条 受注者は、契約締結後 7 日以内に、仕様書等に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があるときは、前項の工程表を受領した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第 1 項中「契約締結後」とあるのは、「当該請求があった日から」と読み替えて、前

2項の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、物件（未完成の物件及び修繕を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括再委託の禁止)

第5条 受注者は、修繕の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は物件の修繕に関する指示の変更)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等又は修繕に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は物件の修繕に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を負担しなければならない。

(修繕の中止)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、修繕の中止内容を受注者に通知して、修繕の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により修繕を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が修繕の続行に備え、修繕の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を負担しなければならない。

3 発注者は、第1項の修繕の中止を解除するときは、修繕の全部（一部）中止解除通知書により通知しなければならない。

(修繕に係る受注者の提案)

第9条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に物件を修繕することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することが

できる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 11 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 12 条 履行期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 10 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第 13 条 契約金額の変更を行う場合における当該変更の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 14 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、その採った措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他修繕を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分につい

ては、発注者が負担する。

(一般的損害)

第 15 条 物件の引渡し前に、物件について生じた損害その他修繕を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 17 条第 1 項に規定する損害を除く。以下「物件等に係る損害」という。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた物件等に係る損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 16 条 修繕を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合その他修繕を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 17 条 受注者は、物件の引渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下本条において「不可抗力」という。）により、重大な損害を受け、物件の修繕が不可能となったときは、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

(物価等の変動に基づく契約金額の変更)

第 18 条 発注者又は受注者は、履行期限内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約代金が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額又は仕様書の内容を変更することができる。この場合における協議については、第 13 条の規定を準用する。

(検査及び引渡し)

第 19 条 受注者は、物件の修繕を完了し、物件を納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの下、仕様書等に定めるところにより、検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 前 2 項の場合において、物件の引渡し及び検査に直接要する費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 受注者は、第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、当該検査に合格した場合においては前各項の規定を準用する。

(契約代金の請求及び支払)

第 20 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（第三者による代理受領）

第 21 条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（瑕疵の担保）

第 22 条 発注者は、物件の修繕に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 19 条に規定する検査に合格した日から 3 年以内に行われなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3 発注者は、物件の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第 1 項の規定は、物件の瑕疵が仕様書等の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 23 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に物件の引渡しをすることができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 20 条第 2 項の規定による契約代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第 24 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、修繕に着手すべき期日を過ぎても修繕に着手しないとき。

- (2) その責に帰すべき理由により、履行期間内に修繕が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (5) 第28条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合はその者を、法人である場合には、その役員又は支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が当該受注者である法人の経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者が、当該契約の履行にあたり、第三者と契約を締結する際、その相手方が、アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者と当該契約の履行に係る契約をしていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による契約の解除）

第25条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項による課徴金の納付を命じ、当該納付命令が同条第5項の規定により確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合について準用する。

（談合その他不正行為に対する賠償の予約）

第26条 受注者はこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を

解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の総額の10分の1に相当する金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約による履行期間が満了した場合においても適用する。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が、同項に規定する賠償の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(協議解除)

第27条 発注者は、第24条第1項及び第25条第1項に規定する場合のほか、物件の修繕が完了するまでの間、必要があるときは、受注者と協議の上、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定による修繕の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が修繕の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の修繕が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第29条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に物件の修繕を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金(以下「既履行部分代金」という。)を受注者に支払わなければならない。

3 前項の既履行部分代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約保証金の還付)

第30条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者が契約を履行したとき又は第27条若しくは第28条の規定により契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(相殺)

第31条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額の請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(不当介入等に対する措置)

第32条 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団関係者から不当な介入を受けたときは直ちに発注者に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

2 受注者は、当該契約の履行に係る契約をしていた第三者が暴力団関係者から不当な介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該者に対して、警察に通報するよう指導しなければならない。

3 発注者及び受注者は、暴力団関係者から不当な介入により、この契約に係る業務の履行について遅延が発生するおそれがあると認められるときは、受注者が前2項の規定により報告、通報又は指導を行ったと認められる場合に限り、発注者と受注者とが協議して、履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(賠償金等の徴収)

第33条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、その額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の延滞金を追徴する。

(紛争の解決)

第34条 この約款の規定において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者で折半し、その他のものは発注者と受注者がそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續又は手續中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第32条 この約款及び仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年3月24日から施行し、この告示による改正後の遠野市修繕契約約款の規程は、同年4月1日から適用する。